

Q1: 移動支援とは具体的にどのようなサービスですか。

- ・外出時の移動の介助及び外出先での排泄、食事等の介助。
- ・外出前後の身の回りの支援
- ・外出中やその前後におけるコミュニケーション支援（代筆・代読等を含む）

Q2: 1日のうちで利用時間に制限はありますか。

特に定めはありません。

利用者の希望する外出先や利用者の状況等を踏まえ、移動支援計画書に基づき、行き先、時間等を決めてください。

Q3: 何歳から移動支援が利用できますか。

就学児以上です。

移動支援は、その障がいによって単独では外出が困難な障がい者（児）に対して、外出時に必要となる移動の介助および外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスです。障がいの有無に関わらず単独での外出が困難と思われる未就学児については、本来保護者にその監護責任があることから、原則として対象外としています。

なお、就学児以上であっても、障がい児の状態・年齢等を考慮した利用を行ってください。

Q4: 一日に複数の目的地に行くことは可能ですか。

可能です。

ただし、目的地のうち、移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合、その目的地における支援については算定対象となりません。

Q5: 入院中の利用は可能ですか。

入院中の外泊や、入退院時において移動支援の対象となる他の目的地に立ち寄る場合は、移動支援が利用可能です。ただし、上記以外の入退院時の付き添いは、移動支援ではなく、介護給付の通院等介助をご利用ください。

Q6: 施設入所支援との併用はできますか。

施設入所中の日常の外出には利用できません。

ただし、地域移行目的の場合は、認められます。

なお、総合支援法における施設入所支援ではなく、グループホーム（認知症高齢者グループホームは除く）や、訪問介護を利用できる介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護付有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームは除く）は居宅とみなすため、移動支援を利用可能です。

Q7:短期入所(ショートステイ)や日中活動系事業所の送迎に利用できますか。

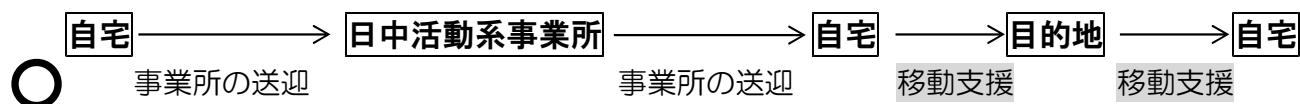
利用できません。

通所先等への送迎目的の利用はできません。

Q8:日中活動系事業所への通所終了後、買い物をしてから帰宅したいのですが、移動支援を利用できますか。

利用できます。

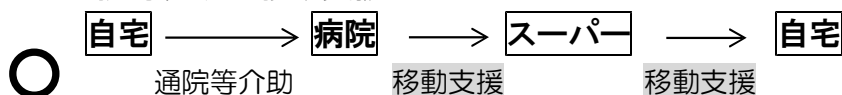
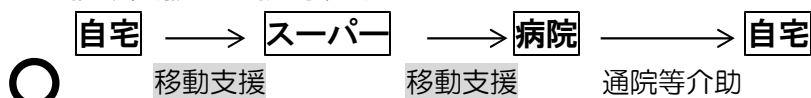
(例)

**Q9:通院の場合で、買い物をしてから帰りたいのですが、行きを「通院等介助」、帰りを「移動支援」として算定することは可能ですか。**

可能です。

本来であれば、通院の用務は、通院のみで一連の行為とするのが望ましいですが、病院とスーパーが隣接しているなど、一旦自宅に戻って再度外出することが非効率的である場合があります。このような場合には、行きを「通院等介助」、帰りを「移動支援」として構いません。

(例)

・通院等介助→移動支援**・移動支援→通院等介助**

Q10:家族が病院まで送り、ガイドヘルパーが診察終了後に迎えに行き、買い物をしてから帰宅する場合は移動支援の対象になりますか。

対象になります。

サービスの起点・終点は自宅以外でも可能としています。

Q11:家族等が目的地まで送迎した場合に、目的地のみで移動支援を利用することはできますか。

移動支援のサービスの始点・終点は、出発地及び終了地ともに自宅が原則ですが、利用者のニーズに合わせ、始点・終点が自宅以外であっても利用できます。したがって、目的地が移動支援の対象となる場所であり、現地にて移動の介助または外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う場合には、目的地のみでの移動支援の利用も可能です。

ただし、単に目的地において障がい者（児）を預かることを目的とする、いわゆる「預かり行為」については、利用対象外となります。

Q12:電車やバス等の公共交通機関を利用してもいいですか。

可能です。

公共交通機関を利用する場合の「乗車中の時間」に関して見守りや声かけ等の支援をしている場合は算定可能です。支援をしておらず同乗しているだけの時間は算定できません。

Q13:ヘルパーもしくは事業者が所有する車を用いて移動支援を利用することは可能ですか。

ヘルパーの運転する自動車等での移動も可能です。

ただし、車両の使用については、サービス提供中の事故が懸念されるため、好ましくはありません。事故等の対応について、利用者・事業者間で十分な協議を行ってください。

また、ヘルパーが運転手を兼ねる場合、運転中は介助が行われていると見なせないため、介助していない運転中の時間をサービス提供時間から控除して算定してください。

Q14:家族の車にヘルパーが同乗して移動支援を行っても良いですか。

原則は公共交通機関としていますが、利用者の障がい特性や生活環境などを考慮して家族の車での移動も可能です。

ただし、車両の使用については、サービス提供中の事故が懸念されるため、好ましくはありません。事故等の対応について、利用者・事業者間で十分な協議を行ってください。

Q15:利用者の家族が、ガイドヘルパーとして支援を行うことは可能ですか。

不可です。

家族がガイドヘルパーとして支援を行うことは、家族としての世話と、事業者としてのサービス提供の切り分けに疑義が生ずるためです。

Q16:1人の利用者に対して、2人のガイドヘルパーが付き添うことは可能ですか。

常時2人で介助をしないと安全性が確保できない場合には、支給時間の範囲内で2人対応が可能です。受給者証に「二人派遣対象」である旨の記載が必要となりますので、必ず利用前に市に相談してください。

Q17:宿泊を伴う旅行に利用できますか。

利用できます。

ただし、ヘルパーの休憩時間等は算定対象外となります。見守り等の具体的な支援を行っている場合のみ算定対象となります。利用者と事業者の間で旅行の移動支援計画書を作成し、旅行前に市に提出して相談してください。

Q18:マッサージ・リハビリ等に利用できますか。

医療保険の対象の場合は利用できません。

介護給付の居宅介護（通院等介助）での対応になります。

Q19:冠婚葬祭に利用できますか。

利用できます。

Q20:自転車で利用はできますか。

できません。

常時支援ができる状態での付き添いが前提となるためです。

Q21:銭湯・スパなどの入浴施設に行く場合、洗身などの身体介助を行っても良いですか。

可能です。

Q22:障がい福祉サービス事業所の主催する行事(旅行等)や学校行事(遠足等)に移動支援を利用できますか。

障がい福祉サービスの事業所が主催する一般の方も参加できるイベント（フェスやコンサート等）であれば、移動支援の対象となります。

Q23:目的地までの送迎に移動支援を利用した場合、現地での待ち時間の扱いはどのようになりますか。

プールや銭湯を利用したり、映画や演劇を鑑賞したりする時間については、その間もガイドヘルパーによる介助等の支援が必要である場合には、遊泳・入浴・トイレ等に伴う介助を含めての移動支援の対象となります。

しかし、目的地での単なる待合の場合は、待機時間として支援を行っていないため、移動支援の算定の対象とはなりません。

Q24:支給決定時間数を超えて移動支援を利用することは可能ですか。

不可です。

支給決定時間数を超えた分の利用については、本市から給付は行われません。

Q25:移動支援中のヘルパーの交通費、食事費用、映画・観劇等の入場料は誰が負担するのですか。

事業者と利用者の双方で契約時に取り決めをしてください。